

えひめ南予きずな博実行委員会個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）の趣旨にのっとり、えひめ南予きずな博実行委員会（以下「実行委員会」という。）が保有する個人情報に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実行委員会文書 えひめ南予きずな博実行委員会情報公開規程第2条に規定する文書をいう。
- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(実行委員会の責務)

第3条 実行委員会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるものとする。

(収集の制限)

第4条 実行委員会は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集するものとする。

2 実行委員会は、個人情報を収集するときは、個人情報の本人から収集するものとする。ただし、当該個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
- (2) 個人情報の本人の同意があるとき。
- (3) 収集する個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明であること、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあること等の事由により個人情報の本人から収集することができない場合であつて、当該個人情報の本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的とするとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報の本人から収集したのでは個人情報取扱事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがある

ると認められるときその他個人情報の本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

3 実行委員会は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は収集しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 犯罪の予防等を目的とするとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第5条 実行委員会は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を実行委員会内において利用し、又は実行委員会以外のもに提供しないものとする。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 個人情報の本人の同意があるとき、又は個人情報の本人に提供するとき。

(3) 利用し、又は提供する個人情報が出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 犯罪の予防等を目的とするとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

(特定個人情報の利用の制限)

第6条 実行委員会は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該特定個人情報を実行委員会内において利用することができる。

(オンライン結合による提供の制限)

第7条 実行委員会は、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（実行委員会の保有する個人情報を実行委員会以外のもが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、個人情報を実行委員会以外のもに提供しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実行委員会以外のもに提供することがある。その提供の内容を変更するときも、同様とする。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 犯罪の予防等を目的とするとき。

(3) 国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、

地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）に提供するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき。

（提供先に対する措置要求）

第8条 実行委員会は、個人情報を実行委員会以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（正確性及び安全性の確保）

第9条 実行委員会は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 実行委員会は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

3 実行委員会は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに、これを消去し、又はこれを記録した実行委員会文書で保有する必要がなくなったものを廃棄するものとする。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存されるものについては、この限りでない。

（職員の義務）

第10条 実行委員会の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不平等な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委託に伴う措置等）

第11条 実行委員会は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実行委員会以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにするものとする。

2 実行委員会から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（開示の請求）

第12条 何人も、この規程の定めるところにより、実行委員会に対し、実行委員会文書に記録されている自己に関する個人情報（実行委員会の役員若しくは委員又は職員（以下「役員等」という。）又は役員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務に係るものを除く。）の開示の請求をすることができる。

2 未成年又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第13条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、個人情報開示請求書（様式第1号。以下「開示請求書」という。）を実行委員会に提出してしなければならない。

2 開示請求をする者は、実行委員会に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実行委員会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることがある。この場合において、実行委員会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

（個人情報の開示義務等）

第14条 実行委員会は、開示請求があった場合においては、次項の規定により個人情報を開示しないときを除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報を開示しなければならない。

2 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。

(1) 開示請求者（当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以下この項及び第21条第1項において同じ。）以外の者の個人情報が含まれる個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として当該開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が実行委員会の役職員又は公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該実行委員会の役職員又は当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして愛媛県公安委員会規則で定める職にある場合の当該情報を除く。）

(2) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある個人情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる個人情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実行委員会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 法令等の規定により開示することができない個人情報

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる個人情報

(6) 実行委員会、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 実行委員会、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実行委員会、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 国、地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る企業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた個人情報であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの

(部分開示)

第15条 実行委員会は、開示請求に係る個人情報の一部に前条第2項各号のいずれかに該当する個人情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(裁量的開示)

第16条 実行委員会は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することがある。

(個人情報に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実行委員会は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するものとする。

(開示請求に対する措置)

第18条 実行委員会は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、個人情報開示決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 実行委員会は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、個人情報非開示決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にするものとする。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から起算して60日を限度として、同項の期間を延長することができる。この場合において、実行委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実行委員会は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするものとする。この場合において、実行委員会は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第5号)により通知しなければならない。

(第三者の意見の聴取等)

第21条 開示請求に係る個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実行委員会は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実行委員会が定める事項を書面により通知して、その意見を聴くことがある。

2 実行委員会は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、個人情報開示に係る通知・意見照会書(様式第6号)により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が第14条第2項第1号イ又は第3号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第16条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実行委員会は、前2項の規定により意見を聴いた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、実行委員会は、開示決定後直ちに、当該反対の意思を表示した第三者に対し、個人情報開示決定をした旨の通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（開示の実施）

第22条 実行委員会は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る個人情報の開示をするものとする。

- 2 個人情報の開示は、文書又は図画に記録されている個人情報については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている個人情報については実行委員会が定める方法により行う。

- 3 実行委員会は、個人情報に記録されている実行委員会文書の開示により実行委員会文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第15条の規定による開示を行うとき、その他相当の理由があるときは、実行委員会文書を複写した物を閲覧に供し、又はその写しを交付することがある。

（費用の負担）

第23条 この規程により実行委員会文書（これを複写した物を含む。）の写し（複製物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（訂正の請求）

第24条 第22条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実行委員会に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。

- 2 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第25条 訂正請求は、個人情報訂正（利用停止）請求書（様式第8号）を実行委員会に提出してしなければならない。

- 2 訂正請求をする者は、実行委員会に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第13条第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（個人情報の訂正義務）

第26条 実行委員会は、訂正請求があった場合においては、訂正請求に係る個人情報について訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該訂正請求に係る個人情報を訂正するものとする。

（訂正請求に対する措置）

第27条 実行委員会は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正した上で、訂正請求をした者

(以下「訂正請求者」という。)に対し、個人情報訂正(利用停止)決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

- 2 実行委員会は、訂正請求に係る個人情報の全部を訂正しないときは、訂正しない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、個人情報非訂正(非利用停止)決定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(訂正決定等の期限)

第28条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にするものとする。ただし、第25条第3項において準用する第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正請求があった日から起算して75日を限度として、同項の期間を延長することがある。この場合において、実行委員会は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を個人情報訂正(利用停止)決定等期間延長通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

第29条 訂正請求に係る個人情報著しく大量であるため、訂正請求があった日から起算して75日以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実行委員会は、訂正請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に訂正決定等をするものとする。この場合において、実行委員会は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、個人情報訂正(利用停止)決定等期間特例延長通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(利用停止の請求)

第30条 第22条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実行委員会に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第4条の規定に違反して収集されたとき又は第5条若しくは第6条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第5条又は第7条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- (3) 第9条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の消去

- 2 前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にするものとする。

(利用停止請求の手續)

第31条 利用停止請求は、個人情報訂正(利用停止)決定通知書を実行委員会に提出してしなければならない。

- 2 第13条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(個人情報の利用停止義務)

第32条 実行委員会は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、実行委員会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするものとする。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置等)

第33条 第27条から第29条までの規定は、利用停止請求があつた場合について準用する。

(異議申出等)

第34条 開示決定等、訂正決定等又は前条において準用する第27条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）について不服があるものは、利用停止決定等を知った日の翌日から起算して3箇月以内に、実行委員会に対し、書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

2 実行委員会は、前項の規定による異議申出があつたときは、愛媛県の実行委員会を所管する課の長の意見を聴いた上、これを尊重して、速やかに、当該異議申出に対する決定を行うものとする。ただし、異議申出が前項に規定する期間を超えたものであること等を理由として却下するときは、この限りでない。

(第三者からの異議申出を棄却する場合等における手続)

第35条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの異議申出を却下し、又は棄却する決定

(2) 異議申出に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定（第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(苦情の処理)

第36条 実行委員会は、当該実行委員会が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があつたときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(他の制度との調整)

第37条 実行委員会は、法令等の規定により、第22条第2項に規定する方法と同一の方法で自己に関する個人情報の開示を求めることができるとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。

2 第24条から第32条までの規定は、法令等の規定により、自己に関する個人情報の訂正又は利用停止を求めることができるとされている場合には、適用しない。

3 他の法令等の定めるところにより実行委員会から開示を受けた自己に関する個人情報について当該法令等に訂正又は利用停止の手続の定めがない場合における第24条第1項又は第30条第1項の規定の適用については、当該個人情報は、開示請求に基づき開示を受けた個人情報とみなす。

(体制の整備)

第38条 実行委員会は、個人情報の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努めるものとする。

(委任)

第39条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和2年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月20日から施行する。